

横浜市城郷小机地区センター第5期指定管理者公募に係る 質問・回答項目一覧

※ 質問受付期間を経過した後の質問や、この回答に対する追加質問、申請にあたっての相談等には一切応じられませんので、ご注意ください。

※順番は、質問受付順になります。

番号	分野	詳細	内 容	回 答
1	特記仕様書	開館時間	開館時間について、協議の上、変更する事は可能ですか（例えば日曜・祝日の終了時間を21時とし、平日の特定の曜日を17時にする等）。また、イベント等の対応で時間外の利用などは協議により可能と考えてよいですか？	開館時間は横浜市地区センター条例第3条及び同条例施行規則第2条第2項、第3項にあるとおり、区長の決定事項となります。変更する場合は、地区センター委員会や利用者会議での意見等を取り入れ、区へ提案し承認を受ける必要があるほか、事前に区民等への十分な周知を行うこととします。イベント等の対応による場合においても同様です。
2	特記仕様書	時間区分	時間区分について協議のうえ、変更することは可能ですか？	時間区分については、利用要綱に定める内容となります。利用要綱は、地区センター委員会や利用者会議での要望・意見を取り入れ、区と協議の上、策定する必要があります。
3	特記仕様書	利用料金	利用料金について、利用者の要望の高い備品などを購入しそれを有料で貸し出すことは可能ですか？	原則、備品は利用者に無料で貸し出します。カラオケ設備等の使用にあたり必要となる通信費等のランニングコスト等については、使用者に実費負担として求めることができます。
4	特記仕様書	植栽	屋上やベランダ部等の植栽について、協議の上、別の樹種等へ変更する事は可能ですか？	指定管理期間終了後は原状回復を原則としており、樹木等は原状回復が難しいため、原則不可としています。
5	特記仕様書	広告物掲示 ／ 広告料収入	広告物掲示について現在の指定管理期間における実績及び広告料収入についてご教示下さい。また、協議の上で、建物外部などに広告物などの掲示を行う場所を新たに設置する事は可能ですか？	現在の指定管理期間において、広告料収入はありません。新たな屋外広告物の設置にあたっては、横浜市屋外広告物条例に基づいた許可等が必要になります。
6	公募要項	光熱費	令和6年度収支予算書作成にあたり、光熱費等の状況把握のため令和5年度収支予算書及び令和4年度収支予算書兼決算書を開示していただけでしょうか？もしくは、どの程度見込むべきかご教示願えますか？	区ホームページに掲載の事業計画書、事業報告書に記載がありますが、令和5年度収支予算書及び令和4年度収支予算書兼決算書は6月上旬頃を目途に公募ホームページへ掲載予定です。
7	公募要項	面接審査	面接審査について、現時点での想定でかまいませんので、プレゼンテーションの時間、質疑の時間、方法（プロジェクターでスライドを映しながら説明する場合には、提出した資料の範囲で、デザインなどを変更した資料を使用できるという理解でよいでしょうか？）等をご教示下さい。また、面接審査についての質問は、詳細通知後に事務局などに個別に確認することが可能ですか？	面接審査のプレゼンテーション及び質疑の時間は、応募団体に後日連絡します。 当日、プロジェクターで投影する資料はご理解のとおりですが、追加の資料配布はできません。 プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル（10m）については、区役所所有のものを準備します。 パソコンおよびHDMIに依らない接続ケーブルについては応募団体において御用意ください。プロジェクターの規格については以下のとおりです。 ・メーカー : EPSON ・型番 : EB-2155W ・参考URL : https://www.epson.jp/products/bizprojector/eb2265u/spec.htm なお、詳細通知後の質問は基本的には受け付けていません。
8	その他	利用率	現在の指定管理期間において、各室の利用実績及び稼働率をご教示願えますでしょうか？	令和4年度分は集計中です。令和元年度から令和3年度は別添1のとおりです。